不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>支払の差止</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>児童手当法第１１条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>こども未来部こども給付課給付係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、現況届等を提出しないときは、児童手当の支払を一時差し止めることができる。

支払を一時差し止めるものと決定したときは、支払差止通知書を作成し、受給者に送付するとともに、受給者台帳の備考欄にその旨を記入ものとする。

なお、支払を差し止める理由が消滅した場合、すでに支払日を越えている手当については、随時速やかに支払する。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>